

議会改革特別委員会 検討項目（案）

[具体的検討項目のうち未協議の項目]

(1)政策立案

議会が政策立案能力を持つことにより、政策形成を議会全体で進める仕組みを検討する。

(2)視察のあり方

「委員会視察」及び「会派視察」のあり方について協議する。

現状では、委員会視察の結果をホームページへ掲載するほか、会派視察については議会内での情報共有を行っている。

(3)政務活動費

政務活動費については、平成24年12月に条例改正を行い、また、平成25年4月に「政務活動費の取り扱いマニュアル」を作成し、交付方法、使途基準等を定めている。

(4)事実上の会議の見直し

事実上の会議である「いせ市議会だより発行委員会」及び「各派代表者会議」の位置付けについて検討する。

(5)会派のあり方

会派の意義、会派内での議論のあり方について検討する。

(6)意見書に対する関係行政庁等への誠実処理の確認

現状では、意見書の提出を受けた国会及び関係行政庁が回答等をする義務は法律上規定されていない。意見書提出後の対応について検討する。

[改選前の議会改革特別委員会からの申し送り事項]

(7) 予算・決算審査のあり方の検討

全議員が委員会での審査に参加する方法として、常任委員会を単位とした分科会方式、議員を2つのグループに分け交互に委員となる方式等を協議したが、現在の審査方法がよいとの意見もあり結論に至っていない。

(8) 広報広聴委員会の設置

議会の広報・広聴活動を強化するため、その活動全般を所管する組織が必要であることを確認している。

(9) 議長任期

議長の役割、リーダーシップ発揮の観点から、議長の権限強化のため、任期の見直しが今後の課題である。

(10) 議会の通年制

議会活動の強化の観点から、議会の通年制について引き続き検討すべきである。